月刊AMCPレポート

AMCパートナーズ株式会社 AMCパートナーズ税理士事務所 〒541-0054 大阪市中央区南本町2-3-8 Tel:06-6262-2256/Fax:06-6262-2257 【AMCPグループ】 http://www.amcp.biz/

財務 VOL.178

(令和6年5月18日発刊)

いよいよ「定額減税」が始まります!

いよいよ来月より、**所得税・住民税の「定<u>額減税」</u>**が開始されます。 今号ではそのポイントについて、まとめて解説していきます。

1. 定額減税

「定額減税」とは、読んで字の如く、令和 6 年分の<u>所得税、住民税</u>について、 一定額を減税する制度です。

(1)対象となる人

合計所得が1,805 万円以下(給与収入なら2,000 万円以下※)の居住者 ※所得金額調整控除の適用がある場合は、給与収入2,015 万円以下

(2)減税額

所得税と住民税で、扶養の人数に応じ、次の通り減税されます。 (ただし、**それぞれの年税額が上限)**

- ①所得税:本人3万円+配偶者及び扶養親族1人につき3万円
- ②住民税:本人1万円+配偶者及び扶養親族1人につき1万円 ※配偶者等は所得48万円以下(給与収入なら103万円)の居住者 ※年税額が定額減税枠に不足する場合、市町村より調整給付

2. 実施方法

給与所得者と個人事業者で減税の仕方が異なります。

(1)給与所得者

毎月の給与・賞与に係る源泉税を減額する「月次減税」と、年末調整の時点で減税する「年調減税」があり、在籍時期により、併用若しくはいずれかの方法により減税がなされます。

①月次減税

6月1日以降に支給される給与・賞与から限度額に達するまで順次減税 ②年調減税

通常通りに年末調整を行い令和6年度の所得税を計算し、 「年税額ー減税額」と「実際に徴収した税額」との差額を精算

③月次減税の対象者

月次減税の対象となるのは「令和6年6月1日時点で在籍している欄」の人だけです。これ以降の入職者は年末調整まで減税は行いません。 乙欄・丙欄についてはメインの職場で減税されるため対象外です。 ただ、ややこしいのが、上述の所得基準(1,805万円超)により対象外となる者についても月次減税は行うということです。つまり、毎月の源泉から減税したうえで、最終的に年末調整か確定申告で返還することになります。 なお、任意ではないので、月次減税をしないということはできません。

④住民税(特別徴収の場合)

初月6月の徴収を0円とし、年税額から減税額を控除した残額を 11等分にして、7月~翌年5月にかけて徴収されます。

(2)個人事業者(又は不動産賃貸業を営む個人)

所得税…1 期 2 期の予定納税額から限度額まで減税 引き切れない場合は確定申告において残りを精算

住民税…限度額に達するまで各期の納税額から順次減税 ※普通徴収の給与所得者についても同様

また、公的年金の源泉税についても定額減税の適用があります。

(6 月以降支給分に係る源泉税につき限度額まで順次減税)

ということで当然、人によっては給与と不動産、年金など**複数の所得から重 複して減税がされる**ケースが出てきます。

そのような場合には、**最終的に確定申告を行い、重複部分は返還すること** となります。

3. 所得税との扶養親族の扱いの違い

定額減税と所得税では、扶養親族の扱いに一部違いがあります。

(1)16 歳未満の子供も減税対象

所得税では、児童手当が支給される 16 歳未満の子供は控除対象外ですが、定額減税では減税対象の扶養親族に含まれます。

(2)納税者本人の所得が900万円超の場合

詳しい方はご存知かもしれませんが、納税者本人の所得が 900 万円を超える場合、配偶者は扶養控除等申告書に記載しません。さらに、1,000 万円を超えると配偶者控除等の適用がなくなります。

しかし、定額減税では、納税者本人の所得に関係なく、配偶者の所得が 48万円(給与収入103万円)以下ならは、減税対象に含めることができます。

(3)6月1日までに確認すべきこと

上述のことなどから、定額減税の実務においては、**最初の減税実施までに** 以下の内容を確認して頂く必要があります。

- ① **令和 6 年に新入職された方**で未だ扶養控除等申告書が未提出の方は提出を求めて**減税対象となる扶養親族等の確認**を行う
- ② 既に提出されている令和 6 年度扶養控除申告書に、配偶者の氏名 が記載されていない場合、配偶者の所得が48万円以下(給与収入1 03万円以下)の見込みの場合は申請してもらう
- ③ 令和 6 年度以降に新たにお子様が生まれた場合には申請してもらう
- 係 既に提出されている令和 6 年度扶養控除申告書に記載されている控 除対象扶養親族で、就職その他の理由等で今年の所得が 48 万円 (給与収入 103 万円)を超える見込みの方はその旨報告してもらう
- ※②③については今回の減税手続きのために新たに用意された「源泉徴 収に係る定額減税のための申告書」に記入の上、提出してもらって下さい。

4. 調整給付

「年間の税額」が「定額減税の枠」を下回る場合に生じる「控除しきれない 部分」について、市町村から調整給付が行われます。

税額の多寡によって不公平を生じさせないための措置です(なら全て給付にした方が早い気がしますが)。

(1)調整給付額

不足見込額が1万円単位(千円未満切上げ)で支給されます。

なお、昨年より労働時間を増やしたなどの理由で**過給付**となった場合も、原 則、返還は求めないこととされています(現状)。逆に給付額に**不足**が生じた場合には、**令和7年に追加給付**が行われます。

※そもそも所得税・住民税(所得割)が発生しない方については、 調整給付はありません。

(2)手続き

前年(令和 5 年)の給与等の実績を元に、**不足が生じる見込みの方**に対し、 **各市町村から、次の事項について「確認書」**が送られてきます。

- •本人確認
- ・給付先口座の確認

上記事項についての必要事項を記入、若しくは必要書類の写しを添付して 市町村へ返送することとなります(名称やフォーマット、内容は市町村によって多 少異なります)。

なお、**既にマイナンバーによる公金受取口座を登録されている場合**には、**通知ハガキのみ発送**される場合もあるようです。

自治体によって時期は前後するようですが、概ね 6 月~8 月の間に発送・給付が行われる見込みです。